

大学生等への給付型奨学金制度の拡充を求める意見書（案）

文部科学省の2020年度「学校基本調査」によれば、高等教育機関への進学率は83.5%に達している。その約半数が貸与型奨学金を利用し、多くの学生が多額の借金を抱えて卒業している。

国は2020年度から高等教育の修学支援新制度を始めた。しかし、その対象は住民税非課税世帯やこれに準ずる世帯の学生であり、それまで授業料の減免を受けられた中間層の一部は、逆に支援の網からこぼれ落ち、支援制度は後退している。また、コロナ禍の影響により多くの家庭が経済的に困窮し、支援制度の拡充を求める声が広がっている。

文部科学省は、奨学金返済の負担を軽減するためとして、2017年度から「新たな所得連動返還型奨学金制度」を導入したが、収入がゼロでも毎月2000円の返還を求めるなど問題がある。

奨学金は給付を基本とすべきであり、貸与の奨学金は「教育ローン」と同じである。日本政府が2012年9月に留保を撤回した国際人権規約が求める無償教育を実現するためにも、給付型奨学金の充実こそ必要である。経済協力開発機構(OECD)によると、2017年における日本の国内総生産(GDP)に占める教育の公的支出の割合は2.9%であり、OECD加盟国平均の4.1%を大きく下回り、比較可能な38か国のうち下から2番目である。これをOECD加盟国平均の4.1%まで引き上げれば、就学前から大学までの教育の無償化を進めることが可能となる。

よって、政府においては、教育予算を増やし、大学生等に対する給付型奨学金制度を拡充することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

内閣総理大臣 殿

文部科学大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿